

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十一回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

ロ		イ		十		十		九		八		ハ		ロ		イ		七										
特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日	振 替 単 位	額	最 低 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加
十 四 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四	十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 二	平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 日	す る 。○ 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	六 百 八 十 億 千 六 百 九 十 六 万 円	円	九 百 七 十 一 億 五 千 二 百 八 十 八 万	円	一 兆 九 百 五 十 億 二 千 九 百 三 十 五	円	い て 、 額 面 金 額 で 六 百 十 四 億	に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に												

十 十
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

年一・七パーセント
平成二十五年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十四年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年十二月二十日